

## 小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン

### (目的)

再生可能エネルギー発電設備設置事業について、「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」の適用除外事業（比較的小規模な下記事業）についても、各地域が有する自然や景観特性を踏まえ、周辺環境等への一定の配慮が必要なことから本ガイドラインを策定する。

### (対象事業)

土地に自立して設置する太陽電池モジュールの総面積が1,000平方メートル以下の事業及び再生可能エネルギー発電設備の高さが10メートル以下の事業

### (設置方法)

#### <太陽光発電設備>

色 彩	太陽光パネルの色彩は、周辺の景観になじむよう明度・彩度が低いものか、黒色、濃紺色などで光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用しましょう。
設置位置 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者、運転者や周辺の景観へ影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退させ、必要に応じて植栽などにより目立たないようにしましょう。</li> <li>主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにしましょう。</li> <li>設置に際して地形変更などによる影響が、周囲へ生じないようにしましょう。</li> <li>騒音を発生する設備は、近隣に配慮した位置に設置しましょう。</li> </ul> <p>&lt;例示&gt;</p>
設備の 安全性 など	設備の安全性は、所有者（設置者）等の責任となります。周囲に危険が及ぶことがないように、適正な設置及び維持管理をしましょう。 <b>また、所有者や管理者等の連絡先を見やすい場所に表示して、緊急時に連絡が取れるようにしましょう。</b>
附属設備 など	パワーコンディショナや分電盤、送電柱などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用しましょう。
撤去など	発電中止時又は発電終了時には、発電設備は責任をもって撤去しましょう。

#### <風力発電設備>

色 彩	風力発電設備（支柱及びプロペラなど）の色彩は、周囲の景観と調和するよう地域特性に応じて、ダークブラウン又はグレーベージュを使用しましょう。
設置位置 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにしましょう。</li> <li>設置に際して地形変更などによる影響が、周囲へ生じないようにしましょう。</li> <li>騒音、低周波音を発生する設備は、近隣に配慮した位置に設置しましょう。</li> </ul>
設備の 安全性 など	設備の安全性は、所有者（設置者）等の責任となります。周囲に危険が及ぶことがないように、適正な設置及び維持管理をしましょう。 <b>また、所有者や管理者等の連絡先を見やすい場所に表示して、緊急時に連絡が取れるようにしましょう。</b>
撤去など	発電中止時又は発電終了時には、発電設備は責任をもって撤去しましょう。

(その他)

- 土地に自立して設置する小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業にあっても、下記に掲げる個別法の適用区分を確認する必要があります。

法令名	所管部署
農地法	農業委員会
農業振興地域の整備に関する法律	農業政策課
森林法	農業政策課
自然公園法	花と緑と水の課
富士宮市風致地区条例	花と緑と水の課
建築基準法（架台下を屋内的利用する場合など）	建築住宅課
富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	管理課
地すべり等防止法	河川課
急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律	河川課
砂防法	管理課
土砂災害防止法	河川課
文化財保護法	文化課

平成 27 年 7 月 1 日

平成 28 年 5 月 23 日（一部改定）

平成 28 年 10 月 11 日（一部改定）

平成 30 年 4 月 1 日（一部改定）

平成 30 年 7 月 1 日（一部改定）

富士宮市環境企画課環境エネルギー室